

## 介護アシスタント育成事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 介護アシスタント育成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (目的)

第2条 介護施設・事業所等で周辺の業務に従事する介護アシスタントを導入し、介護福祉士等が専門的な業務に専念できる環境を築くことで、介護現場の担い手確保、負担軽減につなげるとともに、介護アシスタント業務の介護現場への普及促進を図る。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、介護アシスタントを導入する事業所等（団体）の取組みを支援する事業（以下「補助事業」という。）とする。

### (補助事業の期間)

第4条 補助事業の期間は、規則第6条の規定による決定の通知（以下「交付決定通知」という。）の日から同交付決定通知の日が属する年度の3月25日までとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 要項第3条第1項の申請書の提出部数は1部とし、その提出期限は別に定める。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、要領別記第1号様式によるものとする。

3 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。

(1)補助金所要額調書（要領別記第2号様式）

(2)その他参考となる書類

### (補助事業の内容等の変更)

第6条 要項第5条第2項の事業変更計画書は、要領別記第1号様式を準用する。

2 要項第5条第2項の変更申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

(1)変更後の補助金所要額調書（要領別記第2号様式を準用する。）

(2)変更後の収支予算書（別記第2号様式を準用する。）

(3)その他参考となる書類

### (申請の取下げ)

第7条 要項第6条の規定により申請を取下げすることができる期間は、交付決定通知を受理した日から30日を経過する日までとする。

(実績報告)

第8条 要項第9条の実績報告書の提出部数は1部とし、その提出期限は別に定める。

2 要項第9条第2項第1号の事業実績書の様式は、要領別記第3号様式によるものとする。

3 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1)補助金精算調書(要領別記第4号様式)

(2)補助事業の実施状況が分かる書類

(3)その他補助事業に関する資料

4 要項第9条第3項の事業実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は補助事業完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年10月17日から施行し、平成28年10月4日から適用する。

<要領様式>

別記第1号様式(事業計画書)

別記第2号様式(補助金所要額調書)

別記第3号様式(事業実績書)

別記第4号様式(補助金精算調書)

要領別記第1号様式（第5条、第6条関係）

平成〇〇年度介護アシスタント育成事業計画書

【申請者について】

団体名	
所在地（住所）  連絡先 （TEL） （FAX） メールアドレス	
代表者名	
担当者名	

【事業の概要について】

事業の内容	
-------	--

積算内訳

総事業費 \_\_\_\_\_ 円

(内訳)

区分	支出予定額 (円)	備考
計		

補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

※補助金対象経費（人件費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料）

※人件費については、介護アシスタントへの賃金（手当等を含む）は含まないものとする。

要領別記第2号様式(第5条関係)

### 補助金所要額調書

(単位:円)

総事業費 A	事業収入等 B	差引額 (A-B) C	補助金対象 経費 D	県補助金 要望額 E	県補助金 基本額 F	県補助金 所要額 G	備考

(注)

- 1 B欄の「事業収入等」とは、補助金以外の収入(参加料等)をいう。
- 2 G欄は、C・D・E・F欄を比較して最も少ない額を記載すること。

要領別記第3号様式（第5条、第6条関係）

平成〇〇年度介護アシスタント育成事業実績書

補助事業の内容	
補助事業の成果と課題	

<p>総事業費 (実支出額)</p>	補助金所要額 _____ 円		
	(内訳)		
	区分	支出予定額 (円)	備考
	計		
補助金交付決定額 _____ 円			
<p>※補助金対象経費（人件費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料）</p> <p>※人件費については、介護アシスタントへの賃金（手当等を含む）は含まないものとする。</p>			

要領別記第4号様式(第8条関係)

### 補助金精算調書

(単位:円)

総事業費	事業収入等	差引額 (A-B)	対象経費 実支出額	県補助 基本額	県補助 所要額	県補助交 付決定額	県補助金 受入済額	差引 過不足額
A	B	C	D	E	F	G	H	I(G-F)

(注)

- 1 B欄の「事業収入等」とは、補助金以外の収入(参加料等)をいう。
- 2 F欄は、C・D・E欄を比較して最も少ない額を記載すること。